# 定款

株式会社ウエストホールディングス

# 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ウエストホールディングスと称し、英文では、West Holdings Corporationと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、自ら次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む他の会社およびこれに 相当する業務を営む外国会社の株式・持分を保有することにより、当該会社の事業活 動を支配・管理することを目的とする。
  - 1. 太陽光を利用した発電装置の設置および販売
  - 2. 自然エネルギーによる発電施設、設備ならびに同システムの企画、設計、施工、管理ならびに販売
  - 3. 電力の卸供給事業ならびに同事業に係るノウハウの提供、コンサルタント業務
  - 4. 電気の売買及び仲介業
  - 5. 電気料金等の請求、集金、回収及び代行業
  - 6. 特定規模電気事業ならびに同事業に係るノウハウの提供、コンサルタント業務
  - 7. 無停電電源装置、受変電設備、電気給湯機、冷暖房用機械器具、換気用機械器具、厨房用機械器具、照明器具、その他電気機械器具の販売、据付工事、修理、リース
  - 8. 風力、太陽熱、地中熱などの利用によるエネルギー貯蔵供給装置の研究開発および製造販売
  - 9. 電気および計装設備の設計業務
  - 10. ボイラー等の燃焼効率向上および省エネルギー化を目的とする装置機器の販売
  - 11. 省エネルギー、СО2削減に関するコンサルタント業務
  - 12. 各種エネルギーに関するエスコ事業
  - 13. 土木・建築・造園工事の請負施工および設計監理
  - 14. 土木・建築・造園資材の開発および販売
  - 15. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、利用およびコンサルティング業務
  - 16. 家具、インテリア用品ならびにエクステリア製品の販売および、これらに伴う工事
  - 17. 展示場建物ならびに家具のリースおよびレンタル
  - 18. 石油製品の販売
  - 19. 一般高圧ガスの販売
  - 20. 労働者派遣事業
  - 21. 損害保険代理業
  - 22. 家庭用電化製品およびその部品の販売
  - 23. 住宅新築、住宅リフォームの施工およびこれらの販売のフランチャイズ加盟店の募集業務ならびに運営に関するコンサルタント業務
  - 24. 各種企業ならびに起業者に対する資本投資、融資、投融資の仲介、斡旋、調査、企画ならびにそのコンサルタント業務
  - 25. 経営コンサルタント業務
  - 26. 金融商品の販売・仲介・運用・ファイナンシャルプラン業務を含むコンサルティング及び管理に関する業務
  - 27. 企業の組織再編に関する斡旋・仲介及びコンサルタント事業
  - 28. 総合リース業
  - 29. 船舶、航空機、工具、器具、備品およびその関連資産の売買ならびに売買の媒介
  - 30. 喫茶食堂、レストランの経営
  - 31. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を広島市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、108,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を 取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

# 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取

締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### (決議要件)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の 議決権の過半数をもって行う。
  - 2. 会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に 提出しなければならない。

# 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社は、取締役12名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結のときまでとする。
  - 2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。

# (取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
  - 2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

# (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を もって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の決議に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、取締役専務、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社は、監査役4名以内を置く。

(選任)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結のときまでとする。
  - 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了するときまでとする。

(監査役会)

- 第32条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の ときは期間を短縮することができる。
  - 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

# 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該 定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第39条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

### 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第41条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式 質権者に対し、期末配当を行うことができる。
  - 2. 取締役会の決議により、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 変更後定款第16条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。

2.	本附則は、2023 年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	